○○○（事業所名）介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事

業（訪問介護相当サービス）運営規程

（事業の目的）

第１条　○○○○（例：社会福祉法人○○会　等）（以下「事業者」という。）が運営する○○○（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第一号訪問事業（旧介護予防訪問介護に相当するサービス。以下「訪問介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所において実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態像に応じた多様なサービスの利用を促進しつつ、訪問による身体介護その他の調理、掃除、買い物代行等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

３　訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

４　前３項のほか、利用者の所在する市町村が定める規定その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　訪問介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　○○介護サービス

(2)　所在地　射水市○○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　１名

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者が遵守すべき事項について必要な指揮命令を行う。

(2)　サービス提供責任者　１名

ア　訪問介護相当サービスの目標や具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画の作成を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

イ　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

ウ　訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

エ　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3)　訪問介護員等　○名（常勤　○名、非常勤　○名）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員等は、個別サービス計画等に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)　営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。

(2)　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

(3)　サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

(4)　上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（サービスの内容）

第７条　事業所で行う訪問介護相当サービスの内容は身体介護及び生活援助とする。

（利用料等）

第８条　訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の所在する市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1)　事業所から片道○○キロメートル未満　　○○○円

(2)　事業所から片道○○キロメートル以上　　○○○円

３　前２項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

４　訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

５　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、射水市、○○市、○○町の区域とする。

（事業提供に当たっての留意事項）

第１０条　訪問介護相当サービスの提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。

２　訪問介護相当サービスの提供を行う訪問介護員等は、当該サービスの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

（衛生管理等）

第１１条　事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時における対応方法）

第１２条　訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、状況に応じて緊急搬送等の必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

（事故発生時の対応）

第１３条　事業者は、訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、状況に応じて緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１４条　事業者は、訪問介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関し、介護保険法第１１５条の４５の７第１項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での訪問介護相当サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１６条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)　その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを利用者の所在する市町村へ通報するものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第１７条　事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を射水市へ届け出るものとする。

(1)　廃止し、又は休止しようとする年月日

(2)　廃止し、又は休止しようとする理由

(3)　現に訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置

(4)　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

２　事業者は、訪問介護相当サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低５年間は保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○○○（事業者）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。